温暖化対策・環境創造・資源循環委員会 平成 26 年 3 月 25 日環境創造局説明資料

市第 183 号議案 平成 25 年度横浜市一般会計補正予算(第5号) (環境創造局関係部分)

2月の大雪により被災した農業者が農業経営を維持していくために必要な農業用施設等の再建・修繕や撤去について、国の制度を活用した補助事業を新設し、農業者を支援します。

- 1 歳入歳出予算の補正(予算議案2・3頁、予算説明書5・6頁)
 - (1) 補正事業及び補正額

大雪被害農業者緊急支援事業

5億6,252万2千円の増額

この財源として、**県支出金4億3,660万3千円増額**

(単位:千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			
	Α	В	A + B	国県支出金	市債	その他	一般財源
8款 環境創造費	35,942,368	562,522	36,504,890	436,603	-	-	125,919
4項 環境活動推進費	893,818	562,522	1,456,340	436,603	-	-	125,919
3目 農業振興費	89,217	562,522	651,739	436,603	-	-	125,919

なお、国からの補助金は、県に交付された後、県の補助金と合わせて市に交付されるため、当該事業の補正財源は、県支出金のみとなります。

(2) 事業内容

ア 被災施設の撤去・運搬・処分に対する支援(184件)

補助対象となる経費について、被害農業者の御負担がないよう、国(2/4)・県(1/4)・市(1/4)で助成を行います。

- イ 被災施設の再建・復旧に対する支援(184件)
 - ・農産物の生産に必要な施設の復旧又は大雪による農業被害前の当該施設と同程 度の施設等の取得にかかる経費
 - ・農産物の生産に必要な施設を修繕するために必要な資材の購入費 上記経費のうち9割を、国(5/10)・県(2/10) 市(2/10)で助成を行います。 残りの1/10を被害農業者に御負担いただきます。

支援対象となる農業用施設として、ビニールハウス、ガラス温室等を想定

2 繰越明許費の補正(予算議案4頁)

上記**大雪被害農業者緊急支援事業において、**年度内執行が困難であるため、繰越明許費の設定を行います。

事 業 名	設 定 額			
大雪被害農業者緊急支援事業	563,000千円			

【参考】市内の被害状況(平成26年3月18日現在)

ビニールハウス:125 箇所

ガラス温室:50箇所

畜舎:9箇所 が 全壊、半壊、一部損壊





【参考 】これまでの経過

2月8日、14日 降雪

2月24日 農林水産省が豪雪による被災農業者への支援対策を発表

後に

被災農業者向け経営体育成支援事業:再建修繕・撤去経費を国が助成 1/3

地方負担分の設定なし。

3月3日 農林水産省が追加支援対策を発表

一 被災農業者負担をさらに小さくするため、補助を拡充。 国の補助率拡大 1/3 1/2、<u>残りを地方負担分等として設定</u>。

3月11日 神奈川県知事が3月補正での支援を表明

3月25日 議案上程